

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ テレホンカードの交付費用

Q: 当社では、得意先等に対して当社の社名を印刷したテレホンカードを交付しました。このテレホンカードの交付費用(1枚当たり1,000円程度)は、交際費等に含めなければならないのでしょうか。

A: 交際費等に含める必要はないものと思われます。

【解説】

カレンダー、手帳、扇子、うちわ、てぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用については、広告宣伝効果があるうえに少額でもあることから、交際費等に該当しないこととされています。

ここでいう「その他これらに類する物品」とは、多数の者に配布することを目的として主として広告宣伝効果を意図する物品でその価額が少額であるものをいいます。

最近では、広告宣伝効果を意図として、カレンダー、手帳等と同様にテレホンカードを得意先等に広く配布している事例も見受けられます。

社名入りテレホンカード等については、1枚当たりの単価(印刷費を除きます。)が1,000円以下の少額のカードを広告宣伝効果を意図して得意先等に広く交付するために要した費用は、カレンダー、手帳等に類する物品を贈与するために通常要する費用に該当するものとして交際費等から除かれるものと思われます。

